

別添資料1 「子ども・子育て支援新制度の概要」

## I 主なポイント

### 1 新たな給付の創設

#### (1) 施設型給付

これまで幼稚園・保育所等への公的財政支援は国・県・市町村などから個別に行われてきましたが、幼稚園・保育所(教育・保育施設)及び両方の機能をあわせもつ認定こども園を含めた共通の財政措置(施設型給付)を創設します。

これに伴い、教育・保育を利用する子どもについて三つの認定区分を設け、これにより必要な施設を選択していただきます。

| 認定区分             |  | 利用時間<br>(保育の必要量) | 選択できる<br>施設等           |
|------------------|--|------------------|------------------------|
| 1<br>号<br>認<br>定 | <教育標準時間認定><br>満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合                     | 教育標準時間           | 幼稚園<br>認定こども園          |
| 2<br>号<br>認<br>定 | <満3歳以上・保育認定><br>満3歳以上の子どもで、保育の必要な事由があり、保育所等での保育を希望する場合 | 保育標準時間<br>保育短時間  | 保育所<br>認定こども園          |
| 3<br>号<br>認<br>定 | <満3歳未満・保育認定><br>満3歳未満の子どもで、保育の必要な事由があり、保育所等での保育を希望する場合 | 保育標準時間<br>保育短時間  | 保育所<br>認定こども園<br>地域型保育 |

#### ※利用時間(保育の必要量)

教育標準時間…1日4時間程度の教育時間

保育標準時間…両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した利用時間(1日最大11時間)

保育短時間…両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した利用時間(1日最大8時間)

#### (2) 地域型保育給付

子ども・子育て支援新制度では、施設型給付に加え、以下の保育を市町村による認可事業として児童福祉法に位置付け、「地域型保育給付」の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしています。

(満3歳未満で保育が必要な子どもが対象となります。)

### <地域型保育給付事業の種類>

| 事業      | 内容   | 認可定員                 | 備考           |
|---------|--|----------------------|--------------|
| 家庭的保育   | 家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行う                                  | 基本的に5人まで             | 家庭的保育事業として実施 |
| 小規模保育   | 少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う                              | 6人以上19人以下            | 平成26年4月より実施  |
| 居宅訪問型保育 | 障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で保育を行う | 基本的に1対1              |              |
| 事業所内保育  | 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する                          | 事業所の従業員枠＋地域枠(数人～数十人) |              |

## 2 幼保連携型認定こども園制度の改善

認定こども園には、保護者が働いているかどうかに関わらず利用できる、就職や退職など保護者の就労状況が変わってもそのまま継続して利用できる、などの利点があります。

新制度においては、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設します。

| 認定こども園の種類 | 現行制度の形態                | 新制度における形態       |
|-----------|------------------------|-----------------|
| 幼保連携型     | 幼稚園（認可）＋ 保育所（認可）       | 認定こども園としての単一の認可 |
| 幼稚園型      | 幼稚園（認可）＋ 保育所機能（認可外）    | 現行どおり           |
| 保育所型      | 幼稚園機能（認可外）＋ 保育所（認可）    | 現行どおり           |
| 地方裁量型     | 幼稚園機能（認可外）＋ 保育所機能（認可外） | 現行どおり           |

## 3 子ども・子育て支援の充実

新制度では、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象として、地域の様々な子育て支援のための事業を実施します。

例) 一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、利用者支援事業など

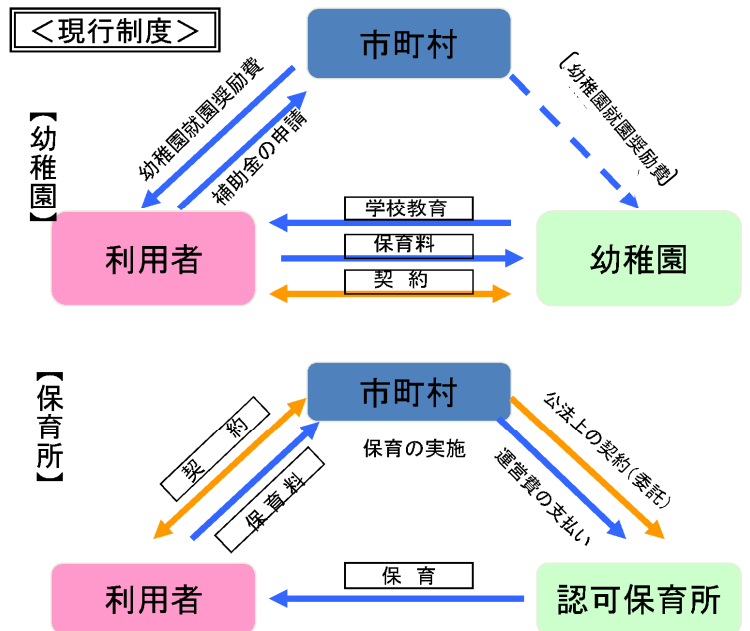
## II 幼稚園・保育所等の利用方法

新制度においては、幼稚園・保育所などの利用手続きが、現行と異なる部分があります。

### 【現行制度】

○幼稚園・・・希望する園と直接契約

○保育所・・・区役所を通して申込み



### 【新制度】

(1) 支給認定(保育の必要性の認定)を受ける。

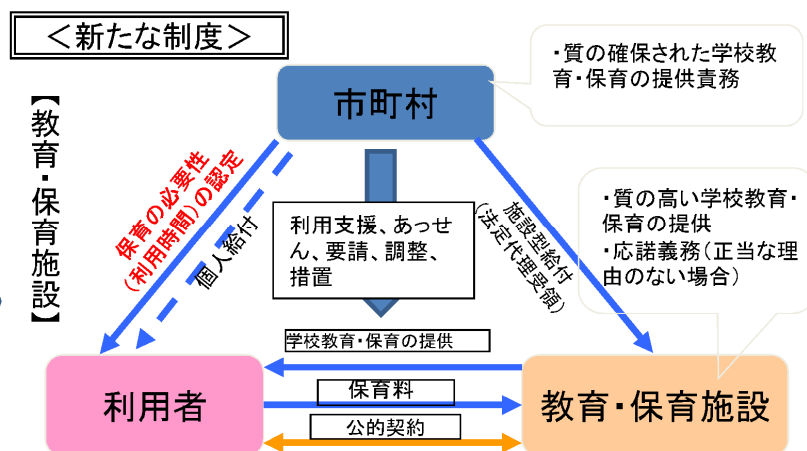
「保育が必要かどうか」や、「保育が必要な場合の保育の必要量(利用時間)」等の認定を受け、認定証の交付を受ける。

(2) 施設や事業を選択し、利用の申込をする。※(1)と同時申請可

保護者は、認定された保育の必要性の有無や必要量に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などの中からニーズに合った施設や事業を選択し、利用申込をする。

(3) 市町村による利用調整(保育を必要とする場合のみ)

保護者から利用申込みを受けた市町村は、利用調整や、必要に応じたあっせん、施設に対する利用要請などを行う。



※児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。

この場合の契約は、市町村と利用者との間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

※上記の整理は、地域型保育給付にも共通するものである。